

件 名	愛媛県歯と口腔 ^{くう} の健康づくり推進条例の一部を改正する条例
主 管 課	財政課
根拠法令等	
【改正の概要】 1 改正理由 平成 22 年 6 月に制定した「愛媛県歯と口腔^{くう}の健康づくり推進条例」について、制定から 16 年が経過し、その間に、歯と口腔^{くう}の健康づくりを取り巻く環境は大きく変化しており、歯と口腔^{くう}の健康が、全身の健康状態や生活の質の維持向上に深く関係し、高齢期における口腔^{くう}の機能の維持や誤嚥性肺炎^{えん}予防等が健康寿命の延伸にもつながることが広く認識されるとともに、歯科疾患と全身疾患の関連性についての新たな知見が蓄積され、また、災害時の対応などの新たな課題も顕在化していることから、これらを踏まえた見直しが必要であるため。 2 改正の概要 (1) 目的の見直し ・保護者の役割、健康寿命の延伸を追加（第 1 条） (2) 基本理念の見直し ・様々なライフステージを追加（第 2 条） (3) 事業者の役割の見直し ・従業員の歯と口腔^{くう}の健康づくりがその事業の基盤となることを追加（第 5 条） (4) 県民の役割の見直し ・定期的な受診等を追加（第 7 条） (5) 保護者の役割を新設（第 8 条） (6) 歯科保健推進計画の見直し ・指標を追加（第 9 条） (7) 基本的施策の実施の見直し ・基本的施策を追加（第 10 条）	
施 行 日	令和 8 年 11 月 1 日
【その他参考事項】	